

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人きょうと福祉
ネットワーク一期一会

②評価調査者研修修了番号

SK2024139

③施設の情報

名称：峰山乳児院		種別：乳児院
代表者氏名：柴田真美子		定員（利用人数）：20名
所在地：京都府京丹後市峰山町杉谷952-8		
TEL：0772-62-1251/FAX:0772-62-3775		ホームページ： https://www.mineyama-fukusikai.jp/theme7.html
【施設の概要】		
開設年月日：昭和25年11月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員：29名	非常勤職員4名
有資格 職員数	社会福祉士2名	保育士17名
	看護師4名	臨床心理士1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	乳児室2室、幼児室2室	地域交流ホール、心理療法室、親子 訓練室 等

④理念・基本方針

（理念）より質の高い福祉サービスの提供、地域の人々の心豊かで安心・安全な暮らしへの後見、福祉の仕事にまい進できるおう職員の幸福追求

（基本方針）児童福祉の理念に基づき、すべての子どもを社会全体で育むことを基本として、子どもと家庭を支援し子どもを健やかに育てるために、子どもの権利を守り、最善の利益に配慮した援助を行います。

⑤施設の特徴的な取組

- ◇生活感のある小グループのケアを大切にする
- ◇自分が十分に受け止められていると感じる養育・担当職員との愛着関係を深める取り組み
- ◇児童養護施設の併設により継続したケアの実施
- ◇法人内の他種別と連携して多様なニーズに対応
- ◇地域の人と関係機関との連携を図り、多機能化に向けて積極的に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年 7月 1日（契約日） ～ 令和8年6月9日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和5年度

⑦総評

峰山乳児院は、乳幼児期における愛着形成を重視した家庭的な養育を基盤に、一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細かな支援を実践している乳児院です。担当制による継続的な関わりや個別性に配慮した生活環境の整備に加え、看護職や心理職等の多職種が連携し、専門性の高い養育を提供しています。また、ショートステイ、産後ケア、一時保護、里親支援、家庭復帰支援、アフターケアなど幅広い支援を展開するとともに、「おひさまひろば」や「こども食堂もぐもぐ」など地域に開かれた活動を通じて、地域の子育て支援拠点としての役割も果たしています。今後は、家庭的養護のさらなる推進と支援成果の可視化・共有を進めることで、社会的養護と地域支援をつなぐ中核的な乳児院として一層の発展が期待されます。

◇特に評価の高い点

【通番 23・26・27 地域との交流及び地域福祉への貢献】

峰山乳児院では、「おひさまひろば」や「こども食堂もぐもぐ」などの活動を通じて、地域との交流を積極的に進めています。民生委員や高校生ボランティア、地域住民など多様な方々が参加しており、地域に開かれた施設運営が実践されています。また、ショートステイや産後ケア事業、婦人保護支援などにも取り組み、地域のニーズに応じた公益的な活動を展開しています。乳児院としての専門性を活かしながら、地域の子育て支援や地域福祉の向上に貢献している点は高く評価できます。

【通番 14～19 体系的な人材育成と職員支援】

峰山乳児院では、法人が整備するキャリアパスブックや人事考課制度、研修体系図に基づき、職員一人ひとりの成長を支援する仕組みを構築しています。個別研修計画の作成や研修履歴の管理、定期的な面談を通じた目標管理が行われており、専門性の向上に向けた取組が計画的に進められています。また、有給休暇の取得促進やメンタルヘルス対策など、働きやすい職場環境づくりにも力を入れており、職員

が安心して長く働き続けられる体制の整備に努めています。人材の確保と定着を見据えた組織的な取組が行われています。

【内容評価 A③・A④ 愛着形成を重視した養育の実践】

峰山乳児院では、担当制を基本とした養育を行い、乳幼児との継続的な関わりを通じて愛着形成を大切にしています。食器や椅子、衣類などの個別化を図るとともに、一人ひとりの発達段階や特性に応じたきめ細かな支援を実施しています。また、丹後地域の豊かな自然環境を活かし、海や川への外出、散歩などの体験活動を積極的に取り入れています。家庭的で安心できる養育環境の中で、子どもの健やかな成長と発達を支える取組が実践されている点は、大きな強みといえます。

◇改善を求められる点

【通番 4 中長期なビジョンと計画が明確にされている】

法人では、中長期ビジョンブックや京都府家庭的養育推進計画を踏まえた中長期計画を策定し、乳児院としての方向性や重点課題を明確に示しています。また、年間を4期に区分した行動計画を作成し、計画的な事業運営に取り組んでいます。しかし、各計画における数値目標や達成指標の設定は十分とはいえず、取組の成果や進捗状況を客観的に評価する仕組みも十分に構築されていません。今後は、重点課題ごとに具体的な目標や評価指標を設定し、定期的に進捗状況を検証することで、計画の実効性を高めるとともに、組織的な改善活動へつなげていくことが期待されます。

【通番 9 評価結果にもとづく改善活動の計画化】

自己評価や各種会議を通じて課題の把握や改善に向けた取組は行われていますが、評価結果から抽出された課題を改善計画として体系的に整理し、進捗管理や成果の確認を行う仕組みについては、さらなる充実が期待されます。今後は、改善内容や取組の成果を可視化するとともに、職員間で共有する仕組みを整備することで、組織全体による継続的な改善活動が促進され、より一層のサービスの質の向上につながることを期待されます。

【内容評価 A⑯ 心理的支援体制の充実】

心理士はユニット会議への参加や助言を行っていますが、現在は非常勤体制となっているため、従来実施していた心理面接や保護者支援などに十分な時間を確保することが難しい状況がうかがえます。乳幼児期における愛着形成や保護者支援においては、心理的支援が重要な役割を果たすことから、今後は法人内の専門職との連携をさらに強化し、心理的支援体制の一層の充実を図られることが期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> Ⅰ－（１）－①理念や基本方針はホームページやパンフレット等に明文化されており、法人理念や乳児院として大切にしている考え方を外部へ発信している。職員には年度当初の職員会議で理念や基本方針の読み合わせを行い、保護者に対しても入所時やお便りを通じて周知している。また、毎年会長方針が示されており、法人全体で理念に基づいた養育・支援の実践に取り組んでいることが確認できた。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> Ⅱ－（１）－①全国経営協や近畿乳児院協議会等の研修・会議に参加し、社会的養護を取り巻く動向や制度改正等の情報収集を行っている。収集した情報は毎月行われる施設長会議や児童部門プロジェクト会議で共有・検討されており、全国的な動向について学ぶ機会となっている。地域動向については丹後こども家庭支援センターCOCO や要保護児童対策地域協議会から情報を得ている。 また、各種冊子の回覧等を通じて職員への周知も図られており、経営環境や施設運営に関する情報把握に努めている。		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> Ⅱ－（１）－②毎月開催される法人経営会議、施設長会議を通じて入所児童数の減少や収入減、人件費率、人材確保等を施設運営上の課題として把握している。一時保護については可能な限り受入れを行う方針を持ち、		

職員の超過勤務削減や経費節減にも取り組んでいる。特に看護師や役職者への業務集中が課題として認識されており、継続的な改善に向けた検討が行われている。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 3—（１）—①法人では中長期ビジョンブックや京都府家庭的養育推進計画（R6～R11）を策定し、法人及び各事業の目指す方向性を明確に示している。中期計画は前期・後期に分けて整理されており、乳児院として取り組むべき課題や方向性についても共有されている。また、年間を４期に区分した行動計画を作成し、計画的な事業運営につなげている。しかし、数値目標や成果等による実施状況の評価が行えていない。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 3—（１）—②中長期ビジョンブックや京都府家庭的養育推進計画で示された方向性を踏まえ、単年度の事業計画を策定している。年度ごとの重点事項や取組内容を整理し、乳幼児の養育・支援や施設運営に反映できるよう年間行動計画を策定している。法人全体のビジョンと現場の実践を結び付けながら、計画的に事業を推進する体制が整えられている。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 3—（２）—①事業計画については、ユニット会議での検討内容をリーダー会議や職員会議で共有しながら策定している。計画は理事会の承認を経て職員へ周知されており、四半期ごとに振り返りを行う仕組みも整備されている。状況に応じた柔軟な見直しも行われており、職員参加のもとで計画の実効性向上に取り組んでいる。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 3—（２）—②事業計画については、保護者会の開催は行っていないものの、お便り等を活用して保護者へ配布し周知を図っている。施設運営の方向性や取組内容について情報提供を行うことで、保護者の理解促進に努めている。乳児院の特性を踏まえながら、継続的な情報発信を行っていることが確認できた。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的	a・b・c

	に行われ、機能している。	
<コメント> 4ー（１）―①養育・支援の質の向上に向けて、ユニット会議で検討した内容をリーダー会議で共有し、組織的な改善につなげている。また、毎年自己評価を実施し、日々の養育実践を振り返る機会として活用している。現場で把握した課題を組織全体で共有しながら、継続的な質の向上に取り組んでいる。第三者評価も定期的に受診している。		
9	Iー4ー（１）―② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 4ー（１）―②自己評価や各種会議を通じて施設の課題把握に努めており、職員が施設として取り組むべき方向性を共有しながら改善に取り組んでいる。書式も変更中。課題解決に向けた意識は職員間に浸透しつつあり、今後は改善内容を計画として整理し、より体系的な改善活動へ発展させていくことが期待される。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱー１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱー１ー（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱー１ー（１）―① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 1ー（１）―①施設長の役割や責任は職務分掌表や組織図に明示されており、年度当初の広報誌等を通じて職員へ周知している。また、緊急時対応マニュアルやBCPにおいて管理者不在時の指揮命令系統も明確にされている。施設運営における施設長の責任と権限が組織内で共有されていることが確認できた。		
11	Ⅱー１ー（１）―② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 1ー（１）―②児童福祉分野に関する法令や制度改正等の情報については、法人サポート部より情報提供があり、児童部門内で共有するとともに、全幼協等の外部研修へ参加し理解を深めている。また、関係法令をリスト化し、サイボウズ上で職員が確認できる仕組みを整備している。社内報やアイリス、スマートHRを活用して法令遵守に関する情報共有と学習機会の確保に継続的に取り組んでいることが確認できた。		
Ⅱー１ー（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱー１ー（２）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 1ー（２）―①施設長はユニット会議やリーダー会議、職員会議に参加し、養育・支援に関する課題や方向性について職員と共有している。また、人事考課制度を活用した年２回の面談を実施し、職員の意見や思いを把握する機会を設けている。法人内外の研修参加も積極的に促し、職員の資質向上に向けた支援を行っている。		

13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 1—（2）—②職員配置については配置基準を満たした体制を維持している。一方で、乳児院特有の勤務体制により休憩時間や拘束時間の調整が課題となっており、ワークライフバランスの推進や職員の負担軽減に向けた工夫を進めている。働きやすい職場環境づくりと業務の効率化に向け、施設長が中心となって ICT や情報共有ツールなどを導入し改善に取り組んでいる。		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント> 2—（1）—①人材確保については法人本部人事課が中心となり、若手を中心にした「SKIPPA」を立ち上げ、就職フェアへの参加や独自の見学ツアーなど採用活動を計画的に実施している。また、食チームによる情報発信や SNS 等を活用した施設の魅力発信にも取り組んでいる。乳児院における人員配置の状況についても法人内で共有されており、人材確保と定着に向けた組織的な取組が行われている。		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント> 2—（1）—②法人では人事考課制度を導入するとともに、「職員キャリアパスブック」や研修体系図を整備し、求める職員像や育成方針を明確に示している。また、スペシャリストコースとマネジメントコースを設けるなど、職員が将来のキャリアを描ける仕組みを構築している。総合的な人材育成と人事管理が行われていることが確認できた。		
Ⅱ—2—（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 2—（2）—①サポート部において有給休暇取得状況を定期的に把握し、バースデー有給や連続休暇取得を推奨するなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。職員への意向調査を実施し、思いを確認している。また、ストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医につながる仕組みも整備されている。 福利厚生として民間社会福祉施設職員共済会に加入するとともに法人内に互助会を組織している。職員の心身の健康維持とワークライフバランスの推進に努め、「くるみん」の認証も受けている。		
Ⅱ—2—（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—①人事考課制度を活用し、職員一人ひとりの目標管理やキャリア形成に取り組んでいる。年度当		

初に目標を設定し、中間評価や面談を通じて進捗状況を確認する仕組みが整備されている。職員が自身の成長課題を意識しながら業務に取り組めるよう支援しており、継続的な人材育成につながっている。		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—②職員教育についてはキャリアパスブックに基本方針を明示し、研修委員会を中心に計画的な研修を実施している。法人研修に加え、社会的養護や専門分野に関する外部研修への参加も推進している。人事課が中心となり年間研修計画を作成し、職員の専門性向上に向けた学習機会を確保している。		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—③年度当初に個別研修計画を作成し、取得資格や受講研修の状況を把握している。研修受講後には報告書を作成し、学んだ内容を職員間で共有できる仕組みを整えている。また、個別研修ファイルを閲覧できるようにすることで、職員相互の学びや研修意欲の向上にもつなげている。臨床心理士によるスーパービジョンの体制を確立している。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 2—（4）—①保育士や社会福祉士、里親実習など多様な実習生を継続的に受け入れている。実習生受入れマニュアルを整備し、職種や実習目的に応じて内容を工夫している。また、年間を通じて実習受入れを行い、社会的養護を担う人材育成に積極的に貢献していることが確認できた。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 3—（1）—①ホームページや広報誌「あつと峰夢」を活用し、施設の取組や地域活動について積極的に情報発信している。また、「のびっこ」や「こども食堂もぐもぐ」など地域向け事業についても回覧板やSNS、LINE等を通じて周知している。施設運営や活動内容を地域へ分かりやすく発信し、運営の透明性確保に努めていることが確認できた。		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 3—（1）—②経理規程を整備するとともに、物品購入や会計処理について明確なルールを定めて運用している。また、法人内部監査を実施しているほか、外部の会計専門職から助言や指導を受ける体制も整備されている。適正な経営・運営を確保するためのチェック体制が構築されており、ホームページでも公開し、公正性と透明性の向上に努めている。		

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ４—（１）—①地域との関わりについて理念等で基本的な考え方を明確にしている。地域に開かれた施設を目指し、「おひさまひろば」や「こども食堂もぐもぐ」等の活動を実施している。民生委員や高校生ボランティア、地域住民など多様な人々の参加を得ながら交流の機会を設けている。また、地域行事への参加や清掃活動、芋掘り体験などを通じて、子どもたちが地域とのつながりを感じられるよう取り組んでいる。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ４—（１）—②ボランティア受入れマニュアルを整備し、受入れに関する基本的な考え方や手順を明確にしている。中高生の体験学習やボランティア活動を受け入れるとともに、峰山高校との連携を継続している。地域の学校や関係者とのつながりを活かしながら、施設理解の促進と地域交流の機会づくりに取り組んでいる。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> ４—（２）—①関係機関や社会資源に関する一覧を整備し、職員がいつでも確認できるようにしている。児童相談所、市町村、保健師、療育機関、保育所等と日常的に連携し、要保護児童対策地域協議会等関係者会議等を通じて情報共有を行っている。子どもの状況や支援方針を関係機関と共有しながら、継続的な支援につなげていることが確認できた。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ４—（３）—①丹後こども家庭支援センターCOCOや行政機関、民生委員等と連携し、地域の子育て支援ニーズの把握に努めている。おひさまひろば、ショートステイや産後ケアの利用相談を通じて、地域家庭が抱える課題や支援ニーズを把握している。また、保育所等では対応が難しいケースへの支援も行い、地域に求められる役割を果たしている。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> ４—（３）—②地域ニーズに応じて、子ども食堂の開催、ショートステイや産後ケア支援を実施するほか、婦人保護シェルター事業等にも取り組んでいる。また、地域住民への支援活動に加え、米軍との交流事業など特色ある地域活動も展開している。法人資源を活用しながら公益的な事業を実施し、地域福祉の向上に貢献していることが確認できた。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ―１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ―１―（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ―１―（１）―① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 1―（１）―①子どもを尊重する姿勢は、理念や事業計画に明示している。また、倫理綱領や乳児院版倫理綱領チェックポイントを整備し、子どもを尊重した養育・支援について職員間で共有している。毎月のユニット会議では読み合わせや振り返りを実施し、日々の養育実践を確認する機会としている。子どもの権利擁護を意識した支援が継続して行われるよう組織的な取組が行われている		
29	Ⅲ―１―（１）―② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<コメント> 1―（１）―②プライバシー保護に関するマニュアルを整備し、養育場面における配慮事項を職員間で共有している。また、トイレ設備の工夫や性教育に関する研修への参加を通じて、子どもの発達段階に応じたプライバシー保護に取り組んでいる。研修内容は職員間で共有されており、おむつ交換時や入浴時等、日常の養育実践へ反映されている。		
Ⅲ―１―（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ―１―（２）―① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<コメント> 1―（２）―①施設見学の希望があった際には、入所児童のプライバシーに配慮しながら対応している。また、イラストを用いたパンフレットや入所のしおり、同意書等を活用し、施設での生活や支援内容について丁寧に説明している。乳児院での一日の流れなども分かりやすく伝え、保護者等が安心して利用できるよう情報提供に努めている。		
31	Ⅲ―１―（２）―② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 1―（２）―②入所時や支援の過程においては、児童相談所と連携しながら保護者への説明を丁寧に行っている。家庭復帰や地域移行を見据えた支援では、地域の関係機関との連携の重要性についても説明し、保護者の理解を促している。また、24時間連絡できる体制を伝えるなど、安心して相談できる関係づくりに努めている。		
32	Ⅲ―１―（２）―③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント> 1―（２）―③措置変更や家庭復帰、地域移行に際しては、「退所の流れと手続き」を整備するとともに児童相談所や関係機関との連携を図りながら支援を進めている。退所前から子どもの状況や家庭環境に応じて必要		

な情報を共有し、支援が途切れないよう引継ぎを行っている。子どもの生活環境が変化する場面においても、継続した支援が行えるよう配慮している。退所後も乳児院に相談できることを保護者に説明をし、資料を渡している。		
Ⅲ—１—（３） 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> １—（３）—①子ども満足向上委員会の活動やライフストーリーワークの取組を通じて、子どもの思いや願いを把握するよう努めている。日常生活の中で子どもから出された希望についてはユニット会議等で検討し、可能な限り実現につなげている。発達段階に応じて子どもの意思を尊重しながら、満足度の向上に取り組んでいる。		
Ⅲ—１—（４） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<コメント> １—（４）—①苦情解決要綱や体制を整備し、苦情受付担当者や第三者委員について入所時に保護者へ説明している。園内にも掲示し意見箱も設置している。苦情や要望があった場合には内容を把握し、ユニット会議等で必要な対応や改善につなげている。また、子ども同士のトラブルや事故等についても保護者へ報告し、信頼関係の維持に努めている。解決結果等は保護者から同意のもとホームページで公開している。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<コメント> １—（４）—②担当職員が決まり次第、保護者へ担当制について説明し、相談しやすい関係づくりに努めている。また、アンケートの実施や面会時に利用できる相談スペースの確保など、保護者が安心して意見や相談を伝えられる環境整備を行っている。保護者との継続的なコミュニケーションを大切にしている。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント> １—（４）—③保護者からの相談や意見については、「保護者からの相談・意見に対する対応」により対応手順を定め、内容に応じて迅速な対応を行っている。その場で対応する事項と継続的な相談が必要な事項を整理し、担当職員や相談員とも連携しながら対応している。保護者の不安や要望に対して組織的に対応し、信頼関係の構築に努めている。		
Ⅲ—１—（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント> １—（５）—①緊急時対応マニュアルを整備し、事故や災害等への対応手順、緊急連絡先等を明確にしている。また、ヒヤリハット事例についてはユニット会議で共有し、データをもとに原因分析と再発防止策の検討を行っている。リスクマネジメント委員会と現場の会議を連動させながら、安心・安全な養育環境の確保に努めている。救急救命研修を受講している。		

38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> １—（５）—②感染症マニュアルを整備し、一般的な感染症や新型コロナウイルス、ノロウイルス等への対応を明確にしている。動画研修や新任職員研修を活用し、手洗いやガウンテクニックなどの感染対策について学ぶ機会を設けている。感染症発生時にもゾーニング等による適切な対応が行える体制づくりに取り組んでいる。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> １—（５）—③自然災害や非常時に備えたBCPや各種マニュアルを整備し、対応体制を明確にしている。安否確認体制や緊急連絡網を整備するとともに、発電機や簡易トイレ、食料等の備蓄も行っている。また、子どもの所在確認に必要な情報を整理し、災害発生時にも迅速な対応ができるよう備えている。毎月、避難訓練を行うとともに消防署と合同で通報訓練も行っている。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<コメント> ２—（１）—①養育・支援に関する標準的な実施方法については、「ユニット一日の流れ」等のマニュアルとして整備されている。排泄や入浴、日常生活場面における支援方法が整理されており、新任職員へのOJTにも活用されている。職員が共通した支援を実施できるよう、文書化された手順に基づく養育が行われている。また、会議等で倫理綱領やチェックポイントの読み合わせ等を行っている。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント> ２—（１）—②養育・支援に関する各種マニュアルについては、毎年自己評価を実施する中で内容の確認と見直しを行っている。また、改正年月日を明記し、必要に応じて内容の更新を実施している。保護者へのアンケート、日々の実践や制度改正を踏まえながら標準的な実施方法の見直しを行う仕組みが整備されており、継続的な改善につなげている。（アドバイス：マニュアル一覧表を作成し、一目で更新をした方が良い）。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> ２—（２）—①乳児一人ひとりの状況を把握するためのフェイスシートやアセスメントシートを活用し、自立支援計画の作成を行っている。全国乳児福祉協議会の様式等も参考にしながら、施設独自のシートを活用し、個々の課題や発達状況に応じた支援内容を検討している。ケース会議には調理員も参加する等多職種による計画策定が行われている。		

43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（2）—②自立支援計画については定期的（3カ月に1回）に見直しを行い、必要に応じて児童相談所とも協議しながら支援内容の確認を行っている。計画策定後はユニット職員間で共有し、日々の養育に反映している。また、子どもの状況変化に応じて早期に見直しが行えるよう関係機関との連携にも努めている。		
Ⅲ—2—（3） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—①記録システム「アイリス」を活用し、子どもの生活状況や支援内容を記録している。記録方法に関するマニュアルも整備されており、新任職員に対しては先輩職員による添削や助言を行いながら記録技術の向上を図っている。記録内容は職員間で共有され、継続した養育・支援に活用されている。		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—②記録の保存年限や管理方法について規程を整備するとともに、個人情報保護に関する基本方針や管理規程、情報開示請求に関するマニュアルを整備している。また、新任職員研修において個人情報保護に関する研修を実施し、適切な記録管理の重要性を周知している。組織として記録管理体制が確立されている。		

内容評価基準（22 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子ども権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子ども権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<コメント> 1—（1）—①子どもの権利擁護については、職員研修やチェックポイントを活用した振り返りを継続的に実施している。全職員が年に1回、権利擁護の研修を受けている。また、子どもにも権利について理解してもらえるよう、年齢や発達段階に応じた「こどものけんりノート」や絵本等を活用しながら伝える工夫を行っている。職員だけでなく子ども自身の権利意識を育む取組が進められている。		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント>		

1—（2）—①不適切なかかわりの防止に向けて、チェックリストや乳児院版倫理綱領チェックポイントを活用している。「こどもの心を大切に・適切な言葉選びのためのヒント」を各職員が持っている。ユニット会議等において言葉掛けや支援方法について振り返りを行い、職員間で共有している。また、被措置児童等虐待防止に関する理解を深める取組も行われており、早期発見と予防に努めている。不適切な関わりがあった場合の対応方法も明文化している。
--

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—（１）養育・支援の基本		
A③	A—2—（１）—① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a・b・c
<コメント> 2—（１）—①担当職員を中心として継続的に関わることで、子どもとの愛着形成を大切にした養育を実践している。幼児には絵本の読み聞かせも行っている。食器や椅子など日常的に使用する物品についても個別化を図り、自分の大切な物として認識できるよう工夫している。日々の生活の中で個別の関わりを持てるように工夫をし、安心感と信頼関係の形成につなげている。		
A④	A—2—（１）—② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・b・c
<コメント> 2—（１）—②子どもの個々の発達状況等を職員間で共有し、特性や課題を理解して一人ひとりに寄り添った関わりを行っている。丹後地域の豊かな自然環境を活かし、海や川、公園などでの体験活動を積極的に取り入れている。散歩や戸外活動を通じて自然に触れる機会を設けるとともに、発達段階に応じた遊びや関わりを工夫している。また、療育的な支援が必要な子どもについても日常生活の中で発達を促す取組を行っている。		
A—2—（２）食生活		
A⑤	A—2—（２）—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（２）—①授乳については子どもの個別の状況や欲求を大切にしながら実施している。抱き方や飲む姿勢についても一人ひとりの特性に応じて工夫し、その内容を職員間で共有している。また、抱っこでの授乳が難しい子どもについてはバウンザー等も活用し、安心して授乳できるよう配慮している。		
A⑥	A—2—（２）—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（２）—②離乳食の開始や移行については、一人ひとりの発達状況や体調に応じて丁寧に進めている。食事は楽しいものであることを大切に、子どもの気持ちや食欲に合わせて時間や量を調整している。また、多く食べられる子や少量で満足する子など個々の違いにも配慮しながら、無理のない離乳食支援を行っている。		
A⑦	A—2—（２）—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・b・c
<コメント>		

2—（2）—③食事はユニットごとに行い、子どもの体格や発達段階に合わせた机や椅子を使用している。食器やスプーンについても一人ひとりに適したものを選択し、個別のマークを付けることで自分の物として認識できるよう工夫している。安心した環境の中で楽しく食事ができるよう配慮されている。栄養士や調理員もユニットでの食事作りや食事介助に入り子どもの嗜好・喫食等を把握している。ブランターで野菜作りもしている。		
A⑧	A—2—（2）—④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a・b・c
<コメント> 2—（2）—④栄養士を中心にカロリー計算やアレルギー対応を行い、一人ひとりの健康状態に応じた食事を提供している。また、地元農家の野菜や丹後地域の海の幸・山の幸など新鮮な食材を積極的に取り入れ、食材の持ち味を活かした献立づくりを行っている。栄養面と食の楽しさの両立に努めている。		
A—2—（3）日常生活等の支援		
A⑨	A—2—（3）—① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—①衣類については一人ひとりの持ち物が分かるようマークを付けて管理している。個別のタンズを用意し、発達に応じて自ら衣類を選ぶ経験ができるよう支援している。また、感覚過敏やこだわりのある子どもについても特性に配慮しながら対応しており、個々の状況に応じた衣類管理が行われている。		
A⑩	A—2—（3）—② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—②乳児については15分ごとの睡眠確認を実施するとともに、必要に応じて見守りセンサーも活用している。各ユニットには温湿度計を設置し、床暖房や加湿器を活用しながら快適な睡眠環境を整えている。また、定期的な換気や夜間職員の複数配置にも配慮し、安心して睡眠がとれる環境づくりに努めている。お気に入りのぬいぐるみやタオルを用意したり、スキンシップによる関わりを行っている。		
A⑪	A—2—（3）—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—③乳児の沐浴から幼児の入浴まで、発達段階に応じた支援を行っている。入浴時には好きな玩具を持って入るなど、子どもが安心して楽しく入浴できるよう工夫している。また、子どもの様子を見ながら沐浴から入浴への移行を判断し、職員が丁寧に声掛けを行いながら快適な入浴環境を整えている。		
A⑫	A—2—（3）—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—④排泄支援では、排泄後に「出たね」などの声掛けを行いながら、排泄への気づきや達成感を育むよう取り組んでいる。おむつ交換の際には清潔になった心地よさを感じられるよう関わるとともに、発達段階に応じて言葉やジェスチャーを用いながらトイレへの関心を高める支援を行っている。プライバシーへの配慮も行っている。		
A⑬	A—2—（3）—⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・b・c
<コメント> 2—（3）—⑤年齢や発達段階に応じた玩具や絵本を配置するとともに、戸外活動や散歩なども積極的に取り		

入れている。個別の玩具と共有玩具を使い分けながら遊びの環境を整備し、月齢や発達に応じた手作り玩具も活用している。子どもが主体的に遊びを楽しみながら成長できるよう工夫している。		
A—2—（４）健康		
A⑭	A—2—（４）—① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a・b・c
<コメント> 2—（４）—①健康状態については記録システム「アイリス」やカルテを活用して管理している。皮膚状態や服薬状況なども詳細に記録し、多職種で情報共有を行っている。また、申し送りや記録入力を徹底することで情報の漏れを防ぎ、異常の早期発見と適切な対応につなげている。食滞杭による２カ月に１回の往診や予防接種や定期的な健康管理も実施している。		
A⑮	A—2—（４）—② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a・b・c
<コメント> 2—（４）—②病児や通院が必要な子どもについては、病児記録や入院記録を作成し、日々の状態や支援内容を適切に管理している。服薬管理についてもトリプルチェックを行っている。また、ユニットごとに記録様式を整備し、投薬時間や子どもの様子を記録することで漏れ防止に努めている。必要に応じて通院や入院時の付き添いも行い、継続した健康管理に取り組んでいる。		
A—2—（５）心理的ケア		
A⑯	A—2—（５）—① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（５）—①非常勤の臨床心理士がユニット会議に参加し、多職種の視点から子どもの心理面や支援方法について助言を行っている。これまで面会時の保護者支援や心理的なフォローも実施してきた経過があり、現在も限られた体制の中で専門的な関与を継続している。また、児童相談所の判定員による相談を受ける仕組みがある。今後は心理職の体制充実により、さらなる心理的支援の充実が期待される。		
A—2—（６）親子関係の再構築支援等		
A⑰	A—2—（６）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 2—（６）—①ファミリーソーシャルワーカーを中心として保護者との継続的な連絡や相談対応を行い、信頼関係の構築に努めている。面会は予約制として丁寧に対応するとともに、入浴練習や育児に関する助言を行うなど家庭での養育力向上も支援している。また、担当職員が子どもの生活写真や成長の様子を伝え、家族とのつながりを大切にしている。		
A⑱	A—2—（６）—② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 2—（６）—②親子関係の再構築に向けて、面会や家庭復帰を見据えた支援を継続的に行っている。保護者が子どもとの関わり方を学べるよう、入浴や日常的な養育場面への参加を支援するとともに、子どもの成長や生活の様子を丁寧に伝えている。家庭での養育を見据えながら、保護者の不安軽減と養育力向上に取り組んでいる。		

る。 家庭復帰プログラムを立て、児童相談所と協議しながら、外泊に向けて、個別支援している。		
A—2—（7）養育・支援の継続性とアフターケア		
A①9	A—2—（7）—① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 2—（7）—①家庭復帰や里親委託等の退所に際しては、子どもや家族が新たな生活環境に円滑に移行できるよう支援している。退所後も電話連絡や家庭訪問等を実施し、概ね半年程度を目安に継続的なフォローを行っている。また、「退所の流れと手続き」を整備し、支援の継続性に配慮した取組を行っている。		
A—2—（8）継続的な里親支援の体制整備		
A②0	A—2—（8）—① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・b・c
<コメント> 2—（8）—①里親支援専門相談員を配置し、里親登録前から委託後まで継続した支援を行っている。児童相談所とも情報共有を行いながら、里親家庭と子どもの適切なマッチングや養育支援に取り組んでいる。また、里親委託の推進に向けて関係機関との連携を図りながら、継続的な里親支援体制を整備している。		
A—2—（9）一時保護委託への対応		
A②1	A—2—（9）—① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（9）—①一時保護及び緊急一時保護に関するマニュアル及び体制を整備し、児童相談所等からの依頼に対応している。地域における社会的養護の役割を踏まえ、必要な場合には積極的な受け入れを行う方針としている。子どもの安全確保を最優先に考えながら、一時保護が必要な子どもの受け入れに取り組んでいる。		
A②2	A—2—（9）—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
<コメント> 2—（9）—②緊急一時保護についても一時保護及び緊急一時保護に関するマニュアル及び体制を整備し、児童相談所等からの依頼に対応している。夜間であっても受け入れに対応しており、実際に深夜の受け入れ実績もある。観察室等の活用が難しい場合にはユニットで受け入れ、子どもの状況に応じた支援を行っている。緊急時においても迅速な対応ができる体制を整え、地域の社会的養護を支える重要な役割を果たしている。		